

大規模災害発生時における物資の緊急輸送等に係る協定書

大規模災害発生時における物資の緊急輸送等に係る協定書

天草市（以下「甲」という。）と赤十字飛行隊熊本支隊（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が社会貢献活動の一環として実施する、災害応急対策に必要な物資の航空機による緊急輸送及びそれに付随する活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、乙が甲の要請を受けて実施する大規模災害時における災害応急対策に必要な物資（資機材を含む。）の航空機による緊急輸送及びそれに付随する活動（以下「緊急輸送等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる大規模災害）

第2条 この協定の対象となる大規模災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定により天草市に災害対策本部が設置された災害とする。

（緊急輸送等の要請）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して緊急輸送等を要請することができるものとする。
2 前項の要請は、あらかじめ、要請書（別記第1号様式）で行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、あらかじめ、要請書で要請をすることができないときは、電話等で要請し、その後、速やかに乙に対し要請書を提出するものとする。

（緊急輸送等の内容）

第4条 この協定により甲が乙に対し要請することができる緊急輸送等の内容は、次のとおりとする。

- （1） 災害応急対策に必要な物資（資機材を含む。）の航空機による緊急輸送（当該緊急輸送の飛行計画に関する業務を含む。）
- （2） 前号の緊急輸送に係る物資の搬出入及びそれに伴う輸送

（業務の完了報告）

第5条 乙は、緊急輸送等を完了したときは、速やかに甲に対して完了報告書（別記第2号様式）により当該緊急輸送等業務の実施内容を報告するものとする。

（費用負担）

第6条 緊急輸送等の実施に要した費用については、乙が負担するものとする。

（損害の補償）

第7条 緊急輸送等を実施する乙の隊員が、緊急輸送等に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は緊急輸送等により第三者に損害を与えた

場合は、それらに対する補償については、乙の責任において行うものとする。

（訓練の実施）

第8条 緊急輸送等を適切に行うため、乙は、甲の実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

2 前項の訓練は、大規模災害の発生を仮定し、第3条及び第4条に規定する事項について実施するものとする。

（日本赤十字社熊本県支部との情報共有）

第9条 この協定に基づく活動の実施に当たっては、乙は、県内の赤十字事業の実施主体である日本赤十字社熊本県支部に事前に連絡するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の1月前までに甲又は乙から相手方に対して文書によるこの協定の終了の通知がないときは、さらに1年間この協定と同一の条件で有効期間を延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年12月20日

甲 天草市
代表者 天草市長 馬場 昭 治



乙 熊本市北区植木町有泉852-1
赤十字飛行隊熊本支隊
支隊長 新 永 隆 一



年 月 号
日

赤十字飛行隊熊本支隊
支隊長 様

天草市長

大規模災害発生時における緊急輸送等の要請について

このことについて、次のとおり貴団体に要請します。

記

輸送等の期間	輸送等の区間 (km)	輸送等の内容及び輸送量	備 考
年 月 日 から 年 月 日 まで	から まで (km)		
年 月 日 から 年 月 日 まで	から まで (km)		



年 月 号
日

天草市長 様

赤十字飛行隊熊本支隊
支隊長

大規模災害発生時における緊急輸送等の完了について

このことについて、次のとおり緊急輸送等を完了しましたので、報告します。

記

輸送等の期間	輸送等の区間 (km)	輸送内容	輸送量及び機体数	備 考
年 月 日 から 年 月 日 まで	から まで (km)		全 () kg 機体 () 機	
年 月 日 から 年 月 日 まで	から まで (km)		全 () kg 機体 () 機	